# 規　則

**○国家公安委員会規則第八号**

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第六条の規定に基づき、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年九月十一日

国家公安委員会委員長　林　幹雄

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「（その組織に属していたことが当該犯罪被害を受けたことに関連がないと認められるときを除く。）」を削る。

第十条第二項を次のように改める。

2　前項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額を支給するものとする。

一　第二条第一号に定める事由がある場合において、犯罪行為が行われた時に、当該犯罪被害者又は第一順位遺族からの申立てにより、当該加害者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条の規定による命令が発せられているとき（第四条又は第五条に定める事由（これらに準ずるものを含む。）がある場合及び第六条第一号に定める事由（これに準ずるものを含む。）があり、法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額を支給しないことが社会通念上適切であると認められる場合を除く。）又はこれに準ずる事情がある場合

二　第五条第二号に定める事由がある場合において、当該組織に属していたことが当該犯罪行為が発生したことに関連がないと認められる場合であつて、犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が現に当該組織に属する者でないとき（第二条、第四条又は第五条第一号若しくは第三号に定める事由（これらに準ずるものを含む。）がある場合及び第三条又は第六条第一号に定める事由（これらに準ずるものを含む。）があり、法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額を支給しないことが社会通念上適切であると認められる場合を除く。）。

第十条に次の一項を加える。

3　前項の規定に該当する場合において、第六条第二号又は第七条に定める事由がないことその他の当該犯罪に係る事情を勘案して特に必要と認められるときは、同項の規定にかかわらず、法第九条の規定による額を支給するものとする。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　改正後の第五条第二号並びに第十条第二項及び第三項の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

# 訓　令

**○内閣府訓令第三十六号**

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年八月三十一日

内閣総理大臣　麻生　太郎

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表「経済財政運営担当」の項中5を削り、6を5とし、7から13までを一ずつ繰り上げ、同表「経済社会システム担当」の項中1に次の二号を加える。

四　食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項

五　消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項

別表「経済社会システム担当」の項中6を7とし、5の次に次のように加える。

6　国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（消費者委員会及び消費者庁の所掌に属するものを除く。）。

別表「共生社会政策担当」の項中4を削り、5を4とし、6から15までを一ずつ繰り上げる。

**附　則**

この訓令は、平成二十一年九月一日から施行する。

# 告　示

**○法務省告示第四百二十二号**

熊本県玉名市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十一年九月十一日

法務大臣　森　英介

熊本県玉名郡横島村大字横島一万七百七十九番地　野島　基次

**○文部科学省告示第百六十七号**

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十一条第一項の規定に基づき、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成十八年文部科学省告示第六十一号）の一部を次のように改正したので、同条第二項の規定に基づき、公表する。

平成二十一年九月十一日

文部科学大臣　塩谷　立

一中「、耐震性が確認された建物が全体の半数程度にとどまるなど」を削る。

二の4の㈢中「「学校給食衛生管理の基準」（平成九年四月一日制定）」を「学校給食衛生管理基準（平成二十一年文部科学省告示第六十四号）」に改める。

二の4の㈣中「問題」の下に「、中学校において必修化されることとなった武道の安全かつ円滑な実施」を加える。

**○農林水産省告示第千三百七号**

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年九月十一日

農林水産大臣　石破　茂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

**○経済産業省告示第四号**

商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百五十五条第一項の規定に基づき、中部大阪商品取引所の定款の変更の認可を行ったので、同法第三百五十二条第七号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年九月十一日

農林水産大臣　石破　茂

経済産業大臣　二階　俊博

一　商品市場を開設する者

中部大阪商品取引所

二　上場商品

貴金属（金）

三　公示することとなった事由

商品取引所法第百五十五条第一項の規定に基づき、中部大阪商品取引所に貴金属（金）を上場商品として期限（取引を開始した日から三年を経過した日までとする。ただし、当該期間経過前に取引を開始している限月に限り取引を継続することができるものとする。）を定めて上場する旨の定款の変更の認可を行ったため。

**○国土交通省告示第九百九十三号**

南部大阪都市計画新住宅市街地開発事業和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十一日

国土交通大臣　金子　一義

工区名称

62―2